

目 次

告 示

ページ

- 8 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 1
- 9 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正 2

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 8 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 5 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,475 円	13,005 円
20 歳以上 25 歳未満	5,030 円	13,005 円
25 歳以上 30 歳未満	5,585 円	13,573 円
30 歳以上 35 歳未満	6,069 円	16,192 円
35 歳以上 40 歳未満	6,475 円	18,680 円
40 歳以上 45 歳未満	6,729 円	21,472 円
45 歳以上 50 歳未満	6,654 円	23,984 円
50 歳以上 55 歳未満	6,474 円	25,191 円
55 歳以上 60 歳未満	5,878 円	24,139 円
60 歳以上 65 歳未満	4,731 円	19,385 円
65 歳以上 70 歳未満	3,930 円	15,991 円
70 歳以上	3,930 円	13,005 円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第9号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成16年告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。